

1 平成29年度虐待対応件数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規		5	13	16	13	23	9	17	11	6	9	8	7	137
継続		48	51	43	59	67	85	61	76	82	84	46	52	
計		53	64	59	72	90	94	78	87	88	93	54	59	
終了(内数)		(2)	(21)	(0)	(5)	(5)	(33)	(2)	(5)	(4)	(47)	(2)	(11)	(137)
要 対 協	代表者 会議				○							○		2回
	実務者 会議			○				○				○		3回
	個別ケース 検討会議	必要に応じて随時開催												30回
児童相談所			進行 管理					進行 管理				進行 管理		3回
幼稚園・保育園等		訪問	訪問	訪問	訪問									24か所

【新規】 子ども家庭支援センターに児童虐待の通告または相談があり、対応した件数。

【終了】 状況が改善し、関係機関の見守りや支援者がいる場合などは対応を終了する。(その後の経過は見守っていく。)

【要対協】 児童虐待などに対応するため、関係機関により組織された協議会。

【進行管理】 虐待ケースの対応状況等について、児童相談所と子ども家庭支援センターが相互に情報を共有し対応方針や役割分担の見直し、ケース終了の検討等を行う会議。

【園訪問】 要保護児童(虐待を受けている子どもなど)の早期発見、早期対応のため、子ども家庭支援センターが市内の幼稚園、保育園等を訪問し、情報の把握等に努めている。

2 支援体制

○ 子ども家庭支援センターの職員体制(平成30年度)

児童虐待事案に対応するため、以下のような職員を配置している。

区分	人数	主な役割
虐待対策コーディネーター	1人	全ケースを把握して総合的に対応等の進行管理を行う。
虐待対策ワーカー	3人	主に児童虐待の相談、虐待が認められる家庭等への支援等に関係機関との連携のもと行う。
子ども家庭支援ワーカー	3人	支援が必要な家庭の相談や児童虐待の対応等を行う。
心理専門支援員	1人	子どもや保護者等の心理的側面からのケアを行う。
専門相談員	1人	専門分野に係る相談に対応する。

○ 要保護児童対策地域協議会による支援

関係機関によって要保護児童(児童虐待を受けた子どもなど)の情報を共有し役割分担のもと連携して支援を行っており、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層構造になっている。

【あきる野市要保護児童対策地域協議会委員】

行政機関	立川児童相談所	法人	あきる野市医師会	児童福祉に 関連する職 務にある方	民生・児童委員
	西多摩保健所		秋川歯科医師会		人権擁護委員
	都立あきる野学園		西多摩療育支援センター		保護司
	福生警察署		社会福祉協議会		認証保育所の代表
	五日市警察署		東京恵明学園		
	公立阿伎留医療センター		私立幼稚園		
	公立小中学校		私立保育園		
	あきる野市				